令和６年度総社市地域交通コーディネーター育成事業企画及び運営業務 仕様書

１ 業務名　令和６年度総社市地域交通コーディネーター育成事業 企画及び運営業務

２　業務の目的

総社市（以下「本市」という。）は交通空白地の解消をするため，予約型乗合方式による総社市新生活交通「雪舟くん」が市内全域をカバーする形で運行している。しかし，福祉や観光の観点からニーズに合った公共交通の改善が求められている。本事業を通じて交通事業者や地域住民の代表者など，様々な立場から地域交通をコーディネートできる人材を育成することで、本市の交通課題の解決に取り組める基盤を形成することを目的とする。

３ 業務の内容

（１） 事業の企画・運営

①　趣旨

参加する交通事業者及び地域住民が主体となって持続可能な地域交通の在り方を考　える機運を醸成するための講義及びワークショップの企画・運営をすること。

②　講義・ワークショップの企画・運営

(ア) テーマ等

講義については，本市の交通の現状把握及び事業者や全国自治体ライドシェア連絡協議会等から提供されるデータを活用し，交通政策を考える上で必要な知識や手法を身につけることができる企画・運営とすること。

ワークショップについては，全国の事例を活用しながらケーススタディを行い，実践力を参加者に身につけた後に，それぞれの地域課題や地域の枠を超えた新たな取り組みについて協議する場として企画・運営すること。

新交通政策コンペ及びフォローアップとして，ワークショップで立案した交通政策案を参加者が発表し，参加者からのアンケート回答・政策のヒアリング等を行い，効果検証を行うこと。

(イ) 実施回数

講義１回，ワークショップ及び新交通政策コンペ・フォローアップ各１回以上

（新交通政策コンペ及びフォローアップについては，ワークショップと同日開催としても可）

事業の開催日は希望者が参加しやすい日時を設定すること。

講師については，今後講師となる人材を育てる視点から地域交通についての講義・ワークショップを開催していただくこととなりますので，政策推進のための交通事業の実務や新技術に係る知見・知識を有する方により内容をご提案ください。

(ウ) 参加人数

各回　おおよそ２０名程度の参加を想定

（エ） 対象

市内交通事業者・地域住民代表者及び行政関係者などを予定

(オ) 会場

参加人数にあわせて，市内の会場で開催すること。

(カ) 参加者アンケートの実施

講義及びワークショップ・新交通政策コンペ後に参加者へアンケートの実施をすること。

(キ) 事業の取りまとめ

ワークショップ及び新交通政策コンペの後，動画及びテキスト等で取りまとめを行い，本市へ事業報告とあわせてデータにて提供すること。

（ク） 本市の広報による了承

事業報告及び提供したデータについて，新たな取り組みの検討・地域交通体系の見直しを図るため総社市広報誌及び関連団体サイトなどへの掲載について了承するものとする。

(ケ)見積に際しての注意事項

この事業は，令和６年度共創・MaaS実証プロジェクト「モビリティ人材育成事業」として行うものであり，国庫補助金の対象となることから，講師謝金・旅費・執筆謝金・宿泊費などについては，補助事業実施の手引きを確認の上，上限を超えないこととし，講師については，候補者も併せて提案すること。

なお，委託期間の終了後においても本市からの問合せに応じること。

③　その他

・業務の運営にあたっては，募集，申込み・問合せの受付（参加要件の確認を含む。），開催の周知等の各業務に付随する必要な事務等を含むものとする。

・参加予定者に対し，事前に電話やメール等で参加の意思を再確認するなどして，当日キャンセルを少なくするよう努めること。

（２）　広報

・講義及びワークショップの集客に効果的な広報を実施すること。広報の方法について，企画提案書に具体的な内容を明記すること。

＜例＞

① チラシのデザイン作成，制作，配布

② インターネット・ＳＮＳ等での情報発信

・Instagram用バナー（縦1080PX，横1080PX）画像を作成し，提出すること

・A４版・両面・カラーの募集チラシを作成すること。

（3）　事業報告書の提出

地域交通コーディネーター育成事業の事業報告書については実施後３０日又は令和７年１月３１日のいずれか早い日までに提出すること。

事業報告書には，イベントの名称，開催内容，実施日時，実施会場，参加人数，状況報告（イベント進行記録や新交通政策提言内容等），特記事項（次回の改善点等）等を記載し，状況写真，アンケート集計結果，広報等の状況を添付して提出すること。（任意様式）

（4）　その他留意事項

① 事業実施にあたり，必要となる各種資料の作成，スタッフの確保，会場の予約，設営及び撤去，運営に必要な備品等の調達，管理等については，受託者の責任において行うものとする。

② 業務の遂行に当たっては，責任者を明確にし，体制を整えて臨むこと。

③ 参加料の徴収はしないものとする。

④ 次に掲げる費用については，委託料の算定根拠としないこと。

・受託者による会合等の飲食費

・個人に金銭給付を行う又は個人の負担を直接的に軽減する事業の費用

・備品又は高額な消耗品の購入等の経費

・イベントにおける会食等の飲食代等（参加者の個人負担とすること。）

・その他，本事業と直接関係のない人件費等の費用

⑤ 受託者が行っている他の事業と明確に区分して経理処理を行うこと。

⑥ 実施に当たっては，参加者のプライバシーに十分に配慮すること。

⑦ 業務を実施するにあたり，本市との緊密な連携を図ること。

⑧ 事業実施に当たっては，本市が行う事業であることが分かるようにすること。

4 委託の条件

（ １ ） 受託者は，委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。

（２） 受託者は，本契約により生ずる権利又は義務を，第三者に譲渡又は承継させてはならない。

（３） 受託者は，委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏洩又は本契約の目的以外の使用をしてはならない。本契約終了後も，同様とする。

（４） 受託者は，本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は，個人情報の保護に関する法律（平成１5年法律第57号）を遵守すること。

５　著作権等

（ １ ） 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は，原則として全て本市に帰属するものとする。

（２） 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが，事前に通知することにより本市が無償で企画提案書を使用できるものとする。

（３） 著作権・肖像権等に関して，権利者の許諾が必要な場合は，受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお，著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合，受託者の責任において処理するものとする。

６　その他

（１） 受託者は，当該委託業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは，その都度本市と協議を行い，業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。

（２） 各感染症への感染防止対策を十分に講じたうえで本業務の遂行にあたること。

なお，感染症等により，業務実施に支障がある可能性が生じた場合，速やかにその対応について本市と協議を行うこと。